

2016年3月30日 幹事会決定

一般社団法人日本臨床発達心理士認定運営機構・日本臨床発達心理士会 幹事会

関係各位

### 経過措置における受験資格に関する要望

公認心理師試験に関して、一般社団法人日本臨床発達心理士認定運営機構・日本臨床発達心理士会は、臨床発達心理士有資格者の受験に関して次の通り、要望します。

1. 臨床発達心理士有資格者は、現職の有無、勤務機関、勤務年限にかかわらず、全ての会員に対し、移行措置期間の間は、受験機会が与えられる。
2. 受験資格認定要項として所定の研修終了が必要とされる場合、移行措置期間の間は、研修受講機会が与えられる。

以上